

# 「日立市空き家等対策の推進に関する条例」

が施行されます。

条例ではこのような内容を定めています。

## 目的は？

管理不全な空き家等は、地域の生活環境や景観など、多岐にわたり悪影響を及ぼします。

このため条例では・・・

- 空き家等の所有者の責務
- 空き家等に対する市及び市民等の責務
- 緊急安全措置
- 空き家等の利活用の促進などを定めて、市の空き家等の対策を進めていきます。

空き家等の対策を推進することで・・・

- 市民の生命・財産の保護
- 地域の安全で安心な生活環境の保全
- 空き家等を活用した地域の活性化などを目指します。

## 対象となる「空き家等」とは？

市内に所在し、常時無人の状態にある住宅などの建物（共同住宅や店舗等の建物も含まれます。）のことをいいます。

また、これらの建物に附属する門や塀、その敷地自体も「空き家等」に含まれます。



## 「所有者等の責務」とは？

「所有者等」とは、空き家等の所有者以外に、相続人や占有者、管理人などが含まれます。

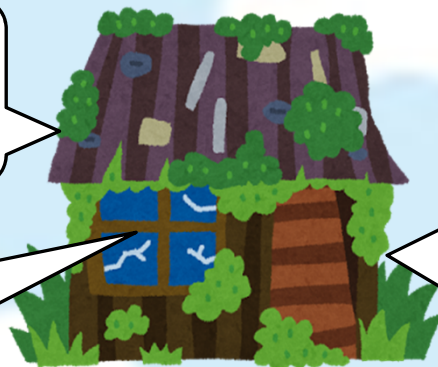
「所有者等」は所有する空き家等に関して、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理を行わなければなりません。



## 「管理不全な状態」とは？

● 老朽化や台風等の自然災害により倒壊や建築材の剥離・飛散等により、人の生命、財産に危害を及ぼす恐れがある状態

● 誰でも簡単に侵入することができ、侵入者による火災や犯罪等を誘発する恐れがある状態



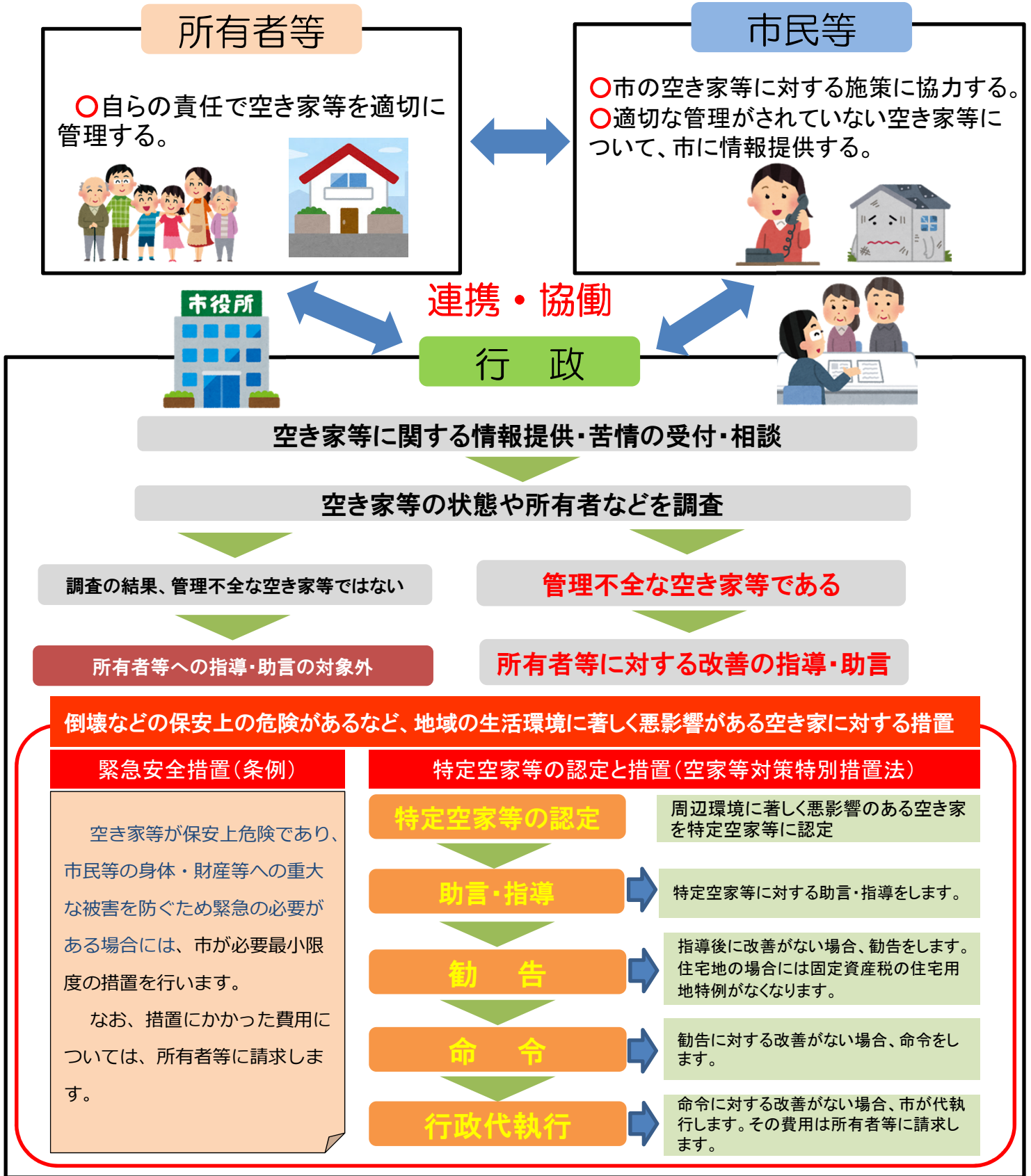
● 樹木や雑草の繁茂等により、周辺の生活環境の保全に支障が生じる恐れがある状態

● 外観等の破損等により地域の景観を阻害する恐れがある状態



# 責務や役割は？

条例では、空き家等の「所有者等」、「行政」の責務のほか、「市民等」の責務についての規定があり、地域の皆様の役割について定めています。  
 それぞれが連携して空き家等の対策を推進するため、以下のような取り組みが求められています。



**【空き家についてのご相談・情報をお寄せください。】**

日立市都市政策課 住政策推進室 (〒317-8601 日立市助川町1-1-1)  
 電話 0294-22-3111 (内線436) FAX 0294-24-7296  
 Eメール toshiseisaku@city.hitachi.lg.jp